



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
9月25日
第143号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課)	1
○ 告 示	
※滋賀県建設工事請負契約約款の一部改正 (監理課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 廃止の届出 (障害福祉課)	2
漁船損害等補償法の規定による同意の認定 (水産課)	2
道路の供用開始 (道路保全課)	2
○ 公 告	
大規模小売店舗の新設の届出の公告 (中小企業支援課)	3
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業支援課)	4
一般競争入札の公告 (教育総務課)	8
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定 (湖北)	10
○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (湖北)	10
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税証無効公告 (西部、中部)	11
軽油引取税免税証軽油使用者証無効公告 (中部)	11
○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告	
土地改良区役員退任および就任公告 (東近江)	11
土地改良区定款変更認可公告 (大津・南部)	11
○ 土 木 事 務 所 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (東近江)	12
○ 公 安 委 員 会 公 告	
警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告 (生活安全企画課)	12

規 則

滋賀県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第94号

滋賀県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県職員退職手当条例施行規則 (昭和59年滋賀県規則第85号) の一部を次のように改正する。

付則第7項に見出しとして「(平成18年改正条例付則第3項の規定により読み替えられた平成18年改正条例付則第2項に規定する別に定める額)」を付する。

付則第8項に見出しとして「(平成18年改正条例付則第5項の規定により読み替えられた平成18年改正条例付則第4項に規定する別に定める額)」を付する。

付則に次の1項を加える。

(特定退職者に関する暫定措置)

9 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)附則第1条の4に規定する離職の日
に相当する期間内である者に係る第9条の2および第26条第1項の規定の適用については、第9条の2中「次のと
おり」とあるのは「雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)附則第1条の4の規定により読み替えられた
同規則第36条(各号列記以外の部分に限る。)に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第26条
第1項中「雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の付則第9項の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適
用する。

告 示

滋賀県告示第372号

滋賀県建設工事請負契約約款(平成8年滋賀県告示第221号)の一部を次のように改正する。

令和2年9月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

第3条第2項中「請負代金内訳書」の右に「(以下この条において「内訳書」という。)」を加え、同条中第3項
を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 内訳書には、健康保険、厚生年金保険および雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

第10条第1項中「と、同条第4項」を「(専任の監理技術者補佐(同項ただし書に規定する者をいう。第5項にお
いて同じ。))を置くときは、監理技術者」と、同条第5項」に改め、同条第5項中「主任技術者」の右に「(監理技
術者補佐を含む。)」を加える。

付 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

滋賀県告示第373号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福
祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和2年9月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所 の名称	事業所の 所在地	名 称	主たる事務所 の所在地	指定障害福祉 サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
手づくり工 房種芸	彦根市本庄町 3799	特定非営利活 動法人彦根育 成会	彦根市本庄町 3799	就労継続支援B 型	2510200351	令和2.8.31

滋賀県告示第374号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、滋賀県湖南・勢多
川加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和2年9月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県告示第375号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月25日から令和2年10月9日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に
供する。

令和2年9月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
-------	---------------	----------	-----

敏満寺野口線	犬上郡甲良町大字尼子字具足田2451番1地先から 彦根市南川瀬町字願正寺54番1地先まで	令和2.9.25	L=122.6m
--------	---	----------	----------

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和2年9月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 三雲の郷 湖南省三雲字新開234ほか12筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 日本観光開発株式会社 草津市大路三丁目5番64号 代表取締役 南啓次郎
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社ハズイ食料品店 草津市西大路町9番7号 代表取締役 筈井武司
株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地 代表取締役 青木宏憲
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和3年5月8日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,425平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 123台
- 7 駐輪場の収容台数 30台
- 8 荷さばき施設の面積 89.0平方メートル
荷さばき施設① 25.0平方メートル
荷さばき施設② 40.0平方メートル
荷さばき施設③ 24.0平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
 - (1) 廃棄物保管施設の計画
保管施設①-1 4.5立方メートル
保管施設①-2 13.5立方メートル
保管施設②-1 1.2立方メートル
保管施設②-2 4.3立方メートル
 - (2) リサイクル品保管施設の計画
保管施設①-2 13.5立方メートル
保管施設②-2 4.3立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
株式会社ハズイ食料品店 9時から19時まで
株式会社クスリのアオキ 9時から24時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から24時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設① 6時から19時まで
荷さばき施設② 6時から19時まで
荷さばき施設③ 6時から22時まで
- 14 届出年月日 令和2年9月7日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
湖南省建設経済部産業振興戦略局商工観光労政課 湖南省中央一丁目1番地
 - (2) 縦覧期間 令和2年9月25日から令和3年1月25日まで

16 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和3年1月25日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和2年9月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマートグリーンヒル青山店 大津市青山五丁目13番35号

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣

3 変更年月日 平成29年2月13日ほか

4 変更の理由 本店移転および代表者の変更のため

5 届出年月日 令和2年9月4日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和2年9月25日から令和3年1月25日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和3年1月25日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和2年9月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート南草津店 草津市南草津五丁目1番地1

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和

イ 大規模小売店舗の所在地 草津市野路町野路西部土地区画整理事業地内41街区2

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和 ほか1者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣

- イ 大規模小売店舗の所在地 草津市南草津五丁目1番地1
ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか1者
- 3 変更年月日 アについては平成29年2月13日ほか、イについては平成21年10月24日、ウについては平成29年5月18日ほか
- 4 変更の理由 アについては本店移転および代表者の変更のため、イについては住所表示付定のため、ウについては小売業者の住所および代表者の変更ならびに小売業者の入替えのため
- 5 届出年月日 令和2年9月4日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
- (2) 縦覧期間 令和2年9月25日から令和3年1月25日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和3年1月25日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があつたので公告する。

令和2年9月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート追分店 草津市追分南一丁目2番34号
- 2 変更した事項
- (1) 変更前
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和
- イ 大規模小売店舗の所在地 草津市追分町水田1236番地
- ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和 ほか3者
- (2) 変更後
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
- イ 大規模小売店舗の所在地 草津市追分南一丁目2番34号
- ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか4者
- 3 変更年月日 アについては平成29年2月13日ほか、イについては平成25年11月25日、ウについては平成26年6月1日ほか
- 4 変更の理由 アについては本店移転および代表者の変更のため、イについては住所表示付定のため、ウについては小売業者の住所および代表者の変更ならびに小売業者の入替えのため
- 5 届出年月日 令和2年9月4日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
- (2) 縦覧期間 令和2年9月25日から令和3年1月25日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和3年1月25日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和2年9月25日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂草津店 草津市大路一丁目10番27号

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 夏原平和

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 夏原平和 ほか5者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか4者

3 変更年月日 アについては平成29年5月18日、イについては平成29年2月13日ほか

4 変更の理由 アについては代表者の変更のため、イについては小売業者の氏名および代表者の変更ならびに小売業者の退店のため

5 届出年月日 令和2年9月4日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

(2) 縦覧期間 令和2年9月25日から令和3年1月25日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和3年1月25日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和2年9月25日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマーケット志津東草津店 草津市追分一丁目5番地

2 変更した事項

(1) 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 夏原平和 ほか3者

(2) 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 平松正嗣 ほか3者

3 変更年月日 平成29年5月18日ほか

4 変更の理由 小売業者の住所、代表者の変更および小売業者の入替えのため

5 届出年月日 令和2年9月4日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

(2) 縦覧期間 令和2年9月25日から令和3年1月25日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和3年1月25日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和2年9月25日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート守山水保店 守山市水保町1267番地

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和 ほか1者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか2者

3 変更年月日 アについては平成29年2月13日ほか、イについては平成29年5月18日ほか

4 変更の理由 アについては本店移転および代表者の変更のため、イについては小売業者の住所および代表者の変更ならびに小売業者の入店のため

5 届出年月日 令和2年9月4日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号

(2) 縦覧期間 令和2年9月25日から令和3年1月25日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和3年1月25日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和2年9月25日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ栗東 栗東市継二丁目3番22号

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和 ほか13者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか11者

3 変更年月日 アについては平成29年2月13日ほか、イについては平成25年2月21日ほか

4 変更の理由 アについては本店移転および代表者の変更のため、イについては小売業者の住所および代表者の変更ならびに小売業者の入替えのため

5 届出年月日 令和2年9月4日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目13番33号

(2) 縦覧期間 令和2年9月25日から令和3年1月25日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和3年1月25日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

一般競争入札の公告

令和2年度から令和9年度における滋賀県立学校GIGAスクールネットワーク構築・運用保守業務の委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和2年9月25日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

(1) 業務名および数量 滋賀県立学校GIGAスクールネットワーク構築・運用保守業務 一式

(2) 業務の内容等 滋賀県立学校の授業等に使用するインターネット接続環境等の構築および運用保守業務。詳細は入札説明書による。

(3) 業務期間 契約締結日から令和10年1月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の分類で登録されている者であること。

大分類：役務 中分類：情報処理

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

(5) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に定める「電気通信事業者」であること。

(6) 本業務に従事する技術者が所属する部署、部門等においてISO/IEC 27001またはJIS Q 27001(情報セキュリティマネジメントシステム)認証を取得していること。

(7) SINET(国立情報学研究所が運用する学術情報ネットワークをいう。)への接続業務を履行した実績を有する者であること。

(8) 平成26年4月1日以降に5,000台以上の端末または40拠点(1拠点あたりの端末数は100台以上とする。)以上で構成されるネットワーク(インターネット接続部分を含む。)の構築業務を履行した実績を有する者であること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)に示すとおり必要とする書類(以下「資格確認書類」という。)を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。参加する資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (1) 必要とする書類 2(5)から(8)までに掲げる要件を満たすことを証する書類。詳細は入札説明書による。
 - (2) 提出期限 令和2年10月23日(金)17時までとする。これ以降であっても資格確認書類の提出を受け付けるが、この場合にあつては4(6)の入札を行おうとする日時までに提出するものとする。なお、これにかかわらず、入札説明書別記4に定める「質問」を行おうとする場合は、その実行日までに資格確認書類を提出しなければならない。
 - (3) 提出場所 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4518
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4518 電子メール scict@pref.shiga.lg.jp
 - (2) 契約条項を示す期間 令和2年9月25日(金)から令和2年11月2日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までの間を除く。)および令和2年11月4日(水)の9時から正午まで
 - (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は電子メールにより交付する。(1)に示すメールアドレス宛てに、メール表題を「滋賀県立学校GIGAスクールネットワーク構築・運用保守業務入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびに送付先のメールアドレスを記載した電子メールを送信すること。当該メールを受信した後、送付先のメールアドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、他の方法による交付は行わない。
 - (4) 入札説明会の日時および場所 入札説明会は開催しない。
 - (5) 入札書の提出期間 令和2年10月28日(水)から令和2年11月2日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで(持参により提出する場合は、正午から13時までの間を除く。)および令和2年11月4日(水)の9時から正午まで
 - (6) 入札書の提出場所および提出方法 入札書を(5)に示す期間内に(1)に示す場所に到達するよう持参または郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。なお、郵送の場合の送料は自己負担とする。
 - (7) 開札の日時および場所 令和2年11月4日(水)14時 滋賀県庁新館7階システム設計室IA
- 5 入札方法等
- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
 - (2) 入札金額は、業務に係る費用の総額を記載すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であつて、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
- (1) 入札参加者は、開札日当日の正午までの間において滋賀県から資格確認書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
 - (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、同じ印を押印すること。
 - (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、失格

となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

- (4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: Construction, operation and maintenance of Shiga Prefectural Schools integrated educational network and internet connection system, 1 set
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, November 4, 2020
- (3) For further information, contact : General Education Division, Prefectural Board of Education, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520 - 8577 Japan TEL 077 - 528 - 4518 E-Mail scict@pref.shiga.lg.jp

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県湖北環境事務所告示第2号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和2年9月25日

滋賀県湖北環境事務所長 内 藤 幹 滋

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
長浜市鐘紡町字南香長141番
長浜市鐘紡町字二ノ江入146番
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県湖北環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

健 康 福 祉 事 務 所 告 示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第8号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和2年9月25日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
社会福祉法人米原市社会福祉協議会ヘルパーステーション山東伊吹	米原市春照56番地	社会福祉法人米原市社会福祉協議会 会長 吉田正子	米原市三吉570番地	訪問介護	2572400154	令和2.9.30

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和2年9月25日

滋賀県西部県税事務所長 今 井 幸 雄

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
10 リットル券	農業	10681006	1	令和2.3.16) 令和3.2.28	高島市マキノ町沢1353-1 マキノ町農業協同組合	令和2.9.10

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和2年9月25日

滋賀県中部県税事務所長 西 澤 甚 一

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
20 リットル券	農業	40738540) 40738581	42	令和2.5.7) 令和3.3.31	甲賀市甲南町野田585-1 森島正博(屋号)森島石油	令和2.8.30

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和2年9月25日

滋賀県中部県税事務所長 西 澤 甚 一

業 種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第9124371号-2	令和3.3.31	甲賀市甲南町池田760 倉崎長夫	令和2.8.30

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、琵琶湖干拓大中の湖土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和2年9月25日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 山 本 孝 司

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	奥 村 忠 一	近江八幡市大中町75番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 睦 雄	近江八幡市大中町23番地

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、伊香立北部土地改良区の定款の変更は、令和2年9月14日に認可した。

令和2年9月25日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 杉本 晃

土木事務所公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年9月25日

滋賀県東近江土木事務所長 平松 良哉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡竜王町大字西川185番地 川北知輝	蒲生郡竜王町大字西川字中筋1409番1	441.21 m ²	令和2.9.16	000537

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習・追加取得講習)を次のとおり実施する。

令和2年9月25日

滋賀県公安委員会委員長 北村 嘉英

- 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)
- 講習日時
 - 新規取得講習 令和2年11月12日(木)から同月19日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - 追加取得講習 令和2年11月17日(火)および同月18日(水)の午前9時から午後5時まで
- 修了考査 新規取得講習については令和2年11月20日(金)午前9時から100分間、追加取得講習については同日午前9時から35分間
- 講習場所 大津市打出浜1番6号 大津市勤労福祉センター
- 受講定員 新規取得講習および追加取得講習を合わせて30人
- 講習科目 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第5条および第6条に規定する講習事項
- 受講対象者
 - 新規取得講習 受講申込みを行う日において、警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するものとする。
 - 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
 - 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
 - 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5

- 号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習 受講申込みを行う日において、2号警備業務以外の警備業務の区分の資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。
- ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に合格した者
- オ 旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
- 8 受付期間 令和2年10月7日(水)から同月15日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)とする。ただし、定員に達し次第締め切る。
- 9 申込場所 滋賀県内の最寄りの警察署
- 10 申込方法 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書1通に、次の(1)または(2)に掲げる書類を添付して申込場所に提出すること。
- (1) 新規取得講習の場合
- ア 7(1)アに該当する者については、2号警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)および履歴書
- イ 7(1)イに該当する者については、1級検定の合格証明書の写し
- ウ 7(1)ウに該当する者については、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書
- エ 7(1)エに該当する者については、旧1級検定の合格証の写し
- オ 7(1)オに該当する者については、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習の場合
- ア 7(2)アに該当する者については、資格者証等の写し、警備業務従事証明書および履歴書
- イ 7(2)イに該当する者については、資格者証等の写しおよび1級検定の合格証明書の写し
- ウ 7(2)ウに該当する者については、資格者証等の写し、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書
- エ 7(2)エに該当する者については、資格者証等の写しおよび旧1級検定の合格証の写し
- オ 7(2)オに該当する者については、資格者証等の写し、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書
- 11 受講料 申込時に、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円に相当する額の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。なお、納付した受講料は、申込受理後は、申込みを取り消した場合、講習を受けなかった場合等でも還付しない。
- 12 携行品 筆記具および警備業関係法令集を持参すること。
- 13 集合時間等 集合時間等の詳細については、申込時に交付する「講習のしおり」を参照すること。
- 14 実施委託 この講習は、一般社団法人滋賀県警備業協会に委託して実施する。
- 15 問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 077-522-1231)または各警察署の生活安全課
- 16 その他 新型コロナウイルス感染症の影響により、講習日、場所等を変更し、または講習を中止する可能性があるため、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。

